

答申第 1122 号

諮問第 1783 号

件名:行政文書ファイル管理簿に登録されている平成 31 年一般職非常勤職員の  
任免(車庫業務のオペレータ)の不開示(不存在)決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長(以下「処分庁」という。)が、別記の開示請求に係る行政文書(以下「本件請求対象文書」という。)について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例(平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。)に基づき、令和 5 年 11 月 8 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 22 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由 (略)

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 行政文書開示請求の受付

請求人は、令和 5 年 11 月 8 日に愛知県稲沢警察署(以下「稲沢警察署」という。)を訪れ、情報公開窓口備付けの令和 5 年 6 月版行政文書ファイル管理簿(以下「稲沢警察署ファイル管理簿」という。)を閲覧した。請求人は、同日、主として当該稲沢警察署ファイル管理簿に登載された特定の行政文書ファイルに保存されている文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けることとした。

当該開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

行政文書ファイル管理簿に登録されている  
令和 4・5 年指導企画総括  
令和 4 年・5 年音楽隊派遣申請書  
平成 17 年審査基準・処分基準一覧表  
令和 2 年以降分一般職非常勤職員等の任免

平成 31 年一般職非常勤職員の任免（車庫業務のオペレータ）  
（請求日現在稲沢署で保管のもの）

と記載されていた。

令和 5 年 11 月 14 日、上述の請求対象となった文書は多量に及ぶおそれがあり、請求人に確認したところ「令和 4・5 年指導企画総括」について「令和 4 年指導企画総括」に、「令和 2 年以降分一般職非常勤職員等の任免」については「令和 2 年一般職非常勤職員等の任免」に補正することに承諾したことから、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の内容は

行政文書ファイル管理簿に登録されている

令和 4 年指導企画総括

令和 4 年・5 年音楽隊派遣申請書

平成 17 年審査基準・処分基準一覧表

令和 2 年一般職非常勤職員等の任免

平成 31 年一般職非常勤職員の任免（車庫業務のオペレータ）

（請求日現在稲沢署で保管のもの）

と補正（以下、補正後の行政文書開示請求のうち「平成 31 年一般職非常勤職員の任免（車庫業務のオペレータ）」の請求内容に対する開示請求を「本件開示請求」という。）された。

#### イ 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求を受け、稲沢警察署ファイル管理簿を調査したところ、本件開示請求の行政文書ファイル名は登載されておらず、また、行政文書の保存等を行うための総合文書管理システム上においても本件開示請求のファイル名で登録された行政文書ファイルは存在しないことを確認した。なお、本件開示請求は、請求人が、稲沢警察署に備え付けの行政文書ファイル管理簿に登載されていない行政文書ファイルを指定して、開示請求をしているものである。人事に関する事務について分掌する警務課においても、稲沢警察署に本件開示請求に類するファイル名で文書を作成すべき旨を指示していない。以上のことから対象となる行政文書は存在しないことを確認した。

#### ウ 行政文書不開示決定

上記イのとおり本件開示請求の対象となる行政文書ファイル自体が存在せず、よって、対象となる行政文書についても存在しないことから、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容については、それぞれ処理中又は処分を決定している。

#### (2) 請求人の主張の失当性

請求人は、行政文書ファイル管理簿に登録されていて、文書が不存在なのは不合理である旨主張している。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、本件開示請求の対象となる行政文書ファイルは、そもそも稲沢警察署ファイル管理簿には登録されておらず、また、総合文書管理システム上においても登録されていないことから、本件開示請求の対象となる行政文書は存在しない。

したがって、本件処分に誤りはなく、請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が平成 31 年一般職非常勤職員の任免（車庫業務のオペレータ）という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、稲沢警察署ファイル管理簿には、平成 31 年一般職非常勤職員の任免（車庫業務のオペレータ）という名称の行政文書ファイルは登録されておらず、また、総合文書管理システム上においても当該行政文書ファイルは登録されていないことから、本件請求対象文書は存在しないとのことである。

当審査会において、処分庁から提出された稲沢警察署ファイル管理簿を確認したところ、処分庁の主張するとおり、平成 31 年一般職非常勤職員の任免（車庫業務のオペレータ）という名称の行政文書ファイルは登録されていなかった。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別記

行政文書ファイル管理簿に登録されている

平成 31 年 一般職非常勤職員の任免（車庫業務のオペレータ）

（請求日現在、稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 2 . 1	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 9 . 26 (第693回審査会)	審議
6 . 10 . 31 (第694回審査会)	審議
6 . 11 . 27	答申